### 京都府警察職員旧姓使用取扱要領について(通達)

最終改正 令和2.3.26 例規務第13号 京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

みだしのことについて下記のように定め、平成30年11月1日から実施することとしたから、適正に運用されたい。

なお、京都府警察職員旧姓使用取扱要領の制定について(平成29.10.4:例規務第32号)の例規通達は、廃止する。

記

京都府警察職員旧姓使用取扱要領

#### 1 趣旨

この要領は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(以下「非常勤職員等」という。)を含む。以下同じ。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた場合において、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書、図画及び電磁的記録(以下単に「文書」という。)に使用すること(以下「旧姓使用」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

2 旧姓使用の対象とする文書

旧姓使用の対象とする文書は、次に掲げる文書以外の文書とする。

- (1) 給与振込の事務に関する文書
- (2) 源泉所得税の事務に関する文書
- (3) 公務災害及び通勤災害に係る認定の請求又は補償等の請求に関する文書
- (4) 社会保険及び雇用保険の事務に関する文書
- (5) 児童手当の申請に関する文書
- (6) 共済組合に関する申請書等
- (7) 後記3の(2)の規定により、警務部長が法令上又は実務上特段の支障が生じるおそれがあると認めた文書
- 3 旧姓使用の対象からの除外
  - (1) 所属長は、所属において所管する文書が、旧姓使用によって法令上又は実務上特段の支障が生じるおそれがあると認めるときは、旧姓使用除外申請書(別記様式第1号)により警務部長に旧姓使用の対象からの除外を申請(警務部警務課長(以下「警務課長」という。)経由)するものとする。
  - (2) 警務部長は、前記3の(1)の規定による申請を受けた場合において、当該申請に係る文書が旧姓使用によって法令上又は実務上特段の支障が生じるおそれがあると認めたときは、旧姓使用除外通知書(別記様式第2号)により申請を行った所属長にその旨を通知するとともに、全ての職員に周知するものとする。

#### 4 旧姓使用の申出等

(1) 職員は、旧姓使用を行おうとするときは、行おうとする日のおおむね10日前までに 、必要事項を記載した旧姓使用申出書(別記様式第3号)に、戸籍謄本その他の旧姓 及び婚姻等の後の戸籍上の氏を証する書面(以下「戸籍謄本等」という。)を添えて

- 、所属長に提出するものとする。
- (2) 所属長は、職員から前記4の(1)の規定による提出を受けたときは、その内容を確認した上で、警察本部長に送付(警務課長経由)するものとする。
- (3) 警察本部長は、前記4の(2)の規定による送付を受けた場合は、警務課長にその内容を確認させた上で、旧姓使用の申出を行った職員に対し、旧姓使用確認通知書(別記様式第4号)により旧姓使用の申出を認める旨を通知(当該職員が属する所属の長経由)するものとする。

#### 5 旧姓使用の中止等

- (1) 職員は、前記4の(3)の規定による通知を既に受けている場合において、旧姓使用を中止しようとするときは、中止しようとする日のおおむね10日前までに、必要事項を記載した旧姓使用中止届(別記様式第5号)を所属長に提出するものとする。
- (2) 所属長は、職員から前記5の(1)の規定による提出を受けたときは、その内容を確認した上で、警察本部長に送付(警務課長経由)するものとする。

### 6 職員情報システムへの登録等

- (1) 警務課長は、職員(非常勤職員等を除く。)について、前記4の(3)の通知又は前記5の(2)の送付があったときは、その戸籍上の氏、旧姓、旧姓使用の開始日及び中止日その他必要な事項を、京都府警察人事記録規程(昭和30年京都府警察本部訓令第23号)第3条第1号に規定する記録として、職員情報システムの運用について(平成30.1.23:例規務・情第1号)の例規通達に規定する職員情報システムに登録しておくものとする。
- (2) 所属長は、非常勤職員等について、前記4の(3)の通知があったとき又は前記5の(2)の送付を行ったときは、その戸籍上の氏、旧姓、旧姓使用の開始日及び中止日その他必要な事項を、所属に備え付けている名簿に記載しておくものとする。
- 7 人事異動により職員となる者の取扱い

国又は他の地方公共団体等から人事異動により職員となる者(帰任者を含む。)のうち、現に旧姓使用を行っていることを人事異動前の人事記録等により確認できた者については、前記4の(3)の規定による通知があったものとみなし、職員となる日から旧姓使用を行うことができるものとする。

### 8 専決

警察本部長は、前記4の(3)の規定による通知の事務について、警務課長に専決させることができる。

#### 9 経過措置

この例規通達の実施の際現に従前の規定により行われた旧姓使用に係る通知書の交付については、この例規通達に基づき行われたものとみなす。

別記

様式第1号

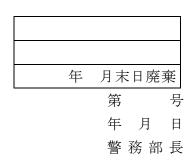
年 月末日廃棄

警務部長 殿 (警務部警務課長) 第 号 日 長

## 旧姓使用除外申請書

下記の文書について、旧姓使用の対象からの除外を申請します。

- 1 旧姓使用の対象からの除外を申請する文書
- 2 旧姓使用の対象からの除外を必要とする理由



# 旧姓使用除外通知書

下記の文書について、旧姓使用の対象から除外することとしたので通知します。

- 1 旧姓使用の対象から除外することとした文書
- 2 除外決定日

年 月末日廃棄 年 月 日

所属階級(職名)氏常名 俄 員番号

旧姓使用申出書

下記のとおり、旧姓使用を申し出ます。

- 1 使用する旧姓
- 2 戸籍上の氏の変更日
- 3 旧姓使用を行おうする日

年 月 日

長

# 旧姓使用確認通知書

年 月 日付けで申出のあった旧姓使用について、下記のとおり認めるので通知します。

- 1 使用する旧姓
- 2 旧姓使用を開始する日

年 月末日廃棄 年 月 日

所属階級(職名)氏常名 俄 員番号

# 旧姓使用中止届

下記のとおり、旧姓使用を中止するので、届け出ます。

- 1 使用を中止する旧姓
- 2 戸籍上の 氏
- 3 旧姓使用を中止する日